

妊娠がわかったら・・・

利用者支援事業（母子保健型）

妊娠期から子育て期にわたる様々な悩み等に対応するため、母子保健コーディネーター（助産師等）を配置し、相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築する事業。
（子ども子育て支援法第 59 条第 1 号による）

妊婦健康診査

妊婦に対して妊娠初期から分娩までの間、妊婦一般健康診査 14 回分及び子宮頸がん、HIV、クラミジア、HTLV-1 等の検査費用の助成を行う事業。助成内容は県内市町村同一で実施している。
（母子保健法第 13 条第 1 項による）

赤ちゃんが生まれたら・・・

乳児家庭全戸訪問事業

（こんにちは赤ちゃん事業、産婦・新生児訪問事業）
生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業（こんにちは赤ちゃん事業、産婦・新生児訪問指導）。
（児童福祉法第 6 条の 3 第 4 項による）
・対象児童年齢・・・生後 4 か月までの乳児

親子の交流や相談については・・・

利用者支援事業（基本型）

子育て中の親子や妊婦等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業。
（子ども子育て支援法第 59 条第 1 号による）

地域子育て支援拠点事業

子育てへの不安感の解消や子どもの健やかな育ちを支援するため、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て親子の交流の場を提供し、育児相談・情報提供・講座の実施などを行う事業。
（児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項による）
対象児童年齢・・・0 歳から概ね 3 歳未満

子育てが困難になった時・・・

子育て短期支援事業

○トワイライトステイ事業：保護者の疾病や仕事などのやむをえない理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて平日の夜間に養育を行う事業。（児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項による）
対象児童年齢・・・3 歳から 9 歳
○ショートステイ事業：保護者の疾病や仕事などのやむをえない理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育を行う事業。（児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項による）
対象児童年齢・・・3 歳から 9 歳

養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の、養育能力を向上させるための支援を専門の相談員等が実施する事業。（児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項による）

子どもの預け先については・・・

未就学児・・・

保育コンシェルジュ

利用者支援事業（特定型）

子育て中の親子や妊婦等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業。
(子ども子育て支援法第59条第1号による)

在園児や緊急時・・・

時間外保育事業（延長保育事業）

保育の必要性に応じて、保育標準時間（11時間）・保育短時間（8時間）の認定を行い、この保育必要量区分を超えて保育を行う事業（延長保育事業）。(子ども子育て支援法第59条第2号による)
対象児童・・・小学校就学前子ども

一時預かり事業（幼稚園等）

保護者の労働等の事由により、幼稚園に在籍している園児等を当該幼稚園の教育時間を超えて保育する事業（幼稚園における一時預かり・預かり保育事業）。(子ども子育て支援法第59条第2号による)
対象児童年齢・・・主に3歳から5歳

小学生の放課後・・・

放課後児童健全育成事業

（学童保育事業）

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業（学童保育事業）。(児童福祉法第6条の3第2項による)対象児童・・・小学生

放課後児童健全育成事業

（民間放課後児童クラブ）

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後、適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業（民間放課後児童クラブ）。(児童福祉法第6条の3第2項による)対象児童・・・小学生

一時預かり事業（保育所等）

保護者の傷病、冠婚葬祭、育児リフレッシュ等により緊急・一時的に保育を必要とする場合に、保育所その他の場所において一時的に児童を預かる事業（保育所等における一時預かり・一時的保育事業）。(児童福祉法第6条の3第7項による)
対象児童年齢・・・主に0歳から5歳

病気やサポートが必要になった時・・・

病児保育事業等

○病児保育事業：児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業。(児童福祉法第6条の3第13項による)対象児童年齢・・・生後2か月から小学校3年生まで
○緊急サポートセンター事業：緊急時や病児・病後児及び宿泊を伴う対応を実施し、ファミリー・サポート・センターを補完する事業として、平成26年度から緊急サポートセンター事業（病児・緊急対応強化型事業）を開始した。
対象児童年齢・・・概ね0歳から小学6年生

ファミリー・サポート・

センター事業

地域において、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する人（依頼会員）と援助を行うことを希望する人（提供会員）又はその両方を希望する人（依頼提供会員）との、相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。(児童福祉法第6条の3第14項による)対象児童年齢・・・概ね0歳から小学6年生

実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定保護者のうち、生活保護受給世帯等の児童の教育・保育に係る日用品、文房具その他物品の購入に要する費用、行事への参加費用等、施設からの保育料以外の実費徴収額に対し、補足給付を行う事業。(子ども子育て支援法第59条第3号による)

事業名	実績等	令和2年度の方向性	R2予算 (補正予算含) ※下段【】内は 増額補正分	担当課
利用者支援事業(基本型)	<p>子育て支援センター広場、相談室、電話相談、出張支援等子育て親子の身近な場所で子育てに関する様々な相談を受け、個別ニーズに合わせた情報提供を行った。</p> <p>平成29年度年間開室日数：244日 相談件数：850件 平成30年度年間開室日数：244日 相談件数：976件 令和元年度年間開室日数：240日 相談件数：966件</p> <p>周知活動：広報・子育てガイドマップ・市ホームページへの掲載・周知用パンフレット(A4リーフレット、しおり型リーフレット)の配布。</p>	<p>新型コロナウイルスの影響により、子育て支援センターは個室での相談を当面中止し、電話及び広場での相談体制とする。令和2年6月より、市民サービスステーション福祉総合相談窓口内に1箇所増設。2箇所、子育て等に関する相談に応じ、不安や孤立感の解消に努める。また、必要なサービスを円滑に利用できるよう、助言や情報提供等のサポートを行うとともに、広く市民に周知しながら、相談体制の充実を図る。</p>	284千円	こども育成課
利用者支援事業(特定型)	<p>平成29年度：598件 (窓口相談等393件、電話相談205件) 平成30年度：748件 (窓口相談等508件、電話相談240件) 令和元年度：867件 (窓口相談等499件、電話相談368件)</p>	<p>平成28年度より、保育コンシェルジュとして保育課窓口職員を配置し、平成28年6月1日から事業を実施している。引き続き、保育を希望される方からの入園に関する相談を受け、個別のニーズに合った施設や保育サービスの情報提供を行うとともに、公式ホームページ等で事業の周知を図る。</p> <p>また、令和2年6月に開設した川越市市民サービスステーション内の子育て世代包括支援センターにおいても相談員を増員し、事業を実施している。</p>	2,300千円	保育課
利用者支援事業(母子保健型)	<p>総合保健センターでの妊娠届出時に面接を実施し、妊婦の状況把握を行っている。また、その他の場所での妊娠届出の際にはアンケートを実施し、不安等の記載のある方に電話での相談支援を実施した。継続して支援が必要と考えられる方に対しては、ケアプランを作成し、支援を行っている。</p> <p>平成28年度：面接支援114件、電話支援延2,170件、ケアプラン作成19件 平成29年度：面接支援214件、電話支援延2,630件、ケアプラン作成387件 平成30年度：面接支援392件、電話支援延3,467件、ケアプラン作成685件 令和元年度：面接支援505件、電話支援延2,518件、ケアプラン作成626件</p>	<p>事業内容などについて広く周知を図っていく。また、妊娠届出等の機会をとらえて妊産婦の状況を把握し、必要なサービスの情報提供を行い、関係機関とも連携を強化していく。令和2年6月からは、新たに市民サービスステーション内に3類型を揃えた利用者支援事業を開設し、相談支援体制の拡充を図っていく。</p>	1,446千円	健康づくり支援課
時間外保育事業	<p>延長保育を実施した民間保育所等34園(補助金対象となった分園1園を含む)に対し、補助金を交付した。総交付額36,982,414円。また、公立保育園20園において、時間外保育事業を実施した。</p>	<p>今年度開園した保育園等も含め、引き続き実施する。</p>	43,629千円	保育課

事業名	実績等	令和2年度の方向性	R2予算 (補正予算含) ※下段【】内は 増額補正分	担当課
放課後児童健全育成事業 (学童保育事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度入室児童数 2,911 人 (待機児童 0 人) ・5 学童保育室で小学校の教室等を活用し、専用面積の増加を図った。 ・学童保育室 1 室において、校舎外施設の増築を行い、専用面積の増加を図った。 ・老朽化した設備、備品等の修繕を行った。(30 室 99 件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・入室要件を満たした児童を受け入れる。引き続き待機児童 0 人を目標とする。 ・余裕教室等を活用し、学童保育室に改修することにより、専用面積の増加を図る。 ・学童保育室運営管理 80,325 千円 (35,793 千円) ・会計年度任用職員人件費 (学童保育室) 668,503 千円 ・学童保育室整備 26,935 千円 	811,556 千円 【35,793 千円】	教育 財務課
放課後児童健全育成事業 (民間放課後児童クラブ)	<p>平成 28 年度開始事業 平成 29 年度 延登録児童数 376 人 (うち 1 年 53 人、2 年 81 人、3 年 116 人、4 年 72 人、5 年 48 人、6 年 6 人) 延利用人数 5,321 人、開所日数 293 日 平成 30 年度 延登録児童数 489 人 (うち 1 年 216 人、2 年 48 人、3 年 57 人、4 年 60 人、5 年 72 人、6 年 36 人) 延利用人数 6,895 人、開所日数 292 日 令和元年度 延登録児童数 472 人 (うち 1 年 155 人、2 年 204 人、3 年 36 人、4 年 36 人、5 年 36 人、6 年 5 人) 延利用人数 6,781 人、開所日数 290 日</p>	<p>平成 28 年度から 1 箇所を開始。 新型コロナウイルス感染症への対応として、事業者に対して、衛生用品の購入支援を行うとともに、クラブの状況を適宜確認し、就業等で児童の預かりが必要な方にサービスが提供できるよう、令和 2 年度以降についても、引き続き適切な補助を行っていく。</p>	7,018 千円 【500 千円】	こども 育成課
子育て短期支援事業	<p>●トワイライト事業：ショートステイ事業とともに社会福祉法人の施設 1 か所に委託し、事業を実施した。 平成 28 年度 利用世帯 9 世帯 10 人 利用者数延べ 317 人 平成 29 年度 利用世帯 13 世帯 17 人 利用者数延べ 349 人 平成 30 年度 利用世帯 8 世帯 11 人 利用者数延べ 466 人 令和元年度 利用世帯 17 世帯 25 人 利用者数延べ 339 人</p> <p>●ショートステイ事業：トワイライト事業とともに社会福祉法人の施設 1 か所に委託し、事業を実施した。 平成 28 年度 利用世帯 6 世帯 7 人 利用者数延べ 42 人 平成 29 年度 利用世帯 7 世帯 9 人 利用者数延べ 47 人 平成 30 年度 利用世帯 7 世帯 7 人 利用者数延べ 46 人 令和元年度 利用世帯 8 世帯 9 人 利用者数延べ 186 人</p>	<p>令和 2 年度も引き続き支援を行っていくとともに、広報やホームページなどを活用することで当事業を必要とする世帯への周知を図る。</p>	8,054 千円	こども 家庭課
乳児家庭全戸訪問事業	<p>平成 28 年度 2,589 件 (93.4%) 平成 29 年度 2,553 件 (94.5%) 平成 30 年度 2,445 件 (96.1%) 令和元年度 2,296 件 (95.6%)</p>	<p>事業について、及び出生連絡票提出について、関係機関へ引き続き周知を図っていく。さらに、母子保健コーディネーターが個別に連絡する際や妊婦対象の事業の際にも事業の周知を図り、引き続き実施していく。</p>	5,425 千円	健康づくり 支援課

事業名	実績等	令和2年度の方向性	R2予算 (補正予算含) ※下段【】内は 増額補正分	担当課
養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業	<p>育児・家事の援助又は育児支援に関する技術的援助を専門的支援を行う相談員等が訪問し事業を実施した。</p> <p>平成28年度 専門相談訪問世帯16人、 育児・家事援助実施世帯13人、要保護児童等455人 平成29年度 専門相談訪問世帯14人、 育児・家事援助実施世帯13人、要保護児童等540人 平成30年度 専門相談訪問世帯13人、 育児・家事援助実施世帯9人、要保護児童等689人 令和元年度 専門相談訪問世帯4人、 育児・家事援助実施世帯3人、要保護児童等578人</p>	<p>関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図り、出生後早期の相談支援を行うとともに、ニーズの把握に努め、要保護児童対策地域協議会において、対応を検討していく。</p>	2,206千円	こども家庭課
地域子育て支援拠点事業	<p>平成28年度開始事業</p> <p>平成29年度 延登録児童数376人(うち1年53人、2年81人、3年116人、4年72人、5年48人、6年6人) 延利用人数5,321人、開所日数293日 平成30年度 延登録児童数489人(うち1年216人、2年48人、3年57人、4年60人、5年72人、6年36人) 延利用人数6,895人、開所日数292日 令和元年度 延登録児童数472人(うち1年155人、2年204人、3年36人、4年36人、5年36人、6年5人) 延利用人数6,781人、開所日数290日</p>	<p>平成28年度から1箇所を開始。 新型コロナウイルス感染症への対応として、事業者に対して、衛生用品の購入支援を行うとともに、クラブの状況を適宜確認し、就業等で児童の預かりが必要な方にサービスが提供できるよう、令和2年度以降についても、引き続き適切な補助を行っていく。</p>	7,018千円 【500千円】	こども育成課
一時預かり事業(幼稚園等)	<p>●一時預かり事業(幼稚園型):川越市在住園児が在園し、一時預かりを利用した市内認定こども園5園及び市外の認定こども園等8園に対し、補助金を交付した。</p> <p>平成29年度 延べ利用者数9,458人日、 総交付額:5,892,220円 平成30年度 延べ利用者数10,573人日、 総交付額:10,405,020円 令和元年度 延べ利用者数11,144人日、 総交付額:14,820,540円</p> <p>●預かり保育補助金:市内の、預かり保育を実施している私立幼稚園27園に対し、1日当たりの平均利用者数により補助金額を算出、補助金を交付した。</p> <p>平成29年度 延べ利用者数146,676人日、 総交付額:127,239,437円 平成30年度 延べ利用者数158,729人日、 総交付額:135,918,246円 令和元年度 延べ利用者数162,673人日、 総交付額:132,777,338円</p>	<p>●一時預かり事業(幼稚園型):市内認定こども園7園(予定)及び市外認定こども園等12園(予定)の利用者に対し、引き続き実施する。また、国の交付要綱改正に伴い、単価等を改正して実施する。予算額:30,098千円。</p> <p>●預かり保育補助金:新制度の一時預かり事業とバランスをとりながら、適正に補助金を交付する。予算額:141,580千円。</p>	171,678千円	保育課

事業名	実績等	令和2年度の方向性	R2予算 (補正予算含) ※下段【】内は 増額補正分	担当課
一時預かり事業(保育所等)	一時預かりを実施した市内の民間保育所等 17 園に対し、補助金を交付した。総交付額：72,675,000 円 また、公立保育園 5 園において一時預かりを実施した。	窓口での案内やホームページ等で周知をはかりつつ引き続き事業を実施していく。	88,550 千円	保育課
病児保育事業等	●病児保育事業 病児・病後児保育実施施設：3 箇所 病後児保育実施施設：1 箇所 利用者数平成 29 年度：1,091 人 平成 30 年度：967 人 令和元年度：965 人 ●緊急サポートセンター事業 平成 29 年度 利用者 51 人 利用会員 333 人 活動回数 166 回 平成 30 年度 利用者 57 人 利用会員 428 人 活動回数 146 回 令和元年度 利用者 57 人 利用会員 504 人 活動回数 100 回	新型コロナウイルス感染症への対応として、衛生用品の購入支援を事業者に対して行う等、感染拡大防止に配慮しながら事業を実施していく。令和 2 年度以降も、引き続き広報掲載や保育所・幼稚園・学童保育室等を通じ、潜在的利用者への周知に努め、仕事と子育ての両立支援を図る。 ●病児保育事業：予算額 37,064 千円 ●緊急サポートセンター事業：予算額 1,980 千円	41,044 千円 【2,000 千円】	こども 育成課
ファミリーサポートセンター事業	平成 29 年度 提供会員 500 人 依頼会員 1,477 人 依頼提供会員 71 人 活動回数 9,167 回 平成 30 年度 提供会員 522 人 依頼会員 1,458 人 依頼提供会員 63 人 活動回数 9,271 回 令和元年度 提供会員 491 人 依頼会員 1,458 人 依頼提供会員 60 人 活動回数 7,943 回	新型コロナウイルス感染症への対応として、活動中のマスク着用等の対策や、必要に応じて利用自粛をお願いする等、感染拡大防止に配慮しながら、令和 2 年度以降も引き続き事業周知に努め、計画達成に向け、提供会員数の増加や稼働率の向上を図る。	16,222 千円	こども 育成課
妊婦健康診査	妊婦一般健康診査実施件数(1~14 回分延べ件数) 平成 28 年度 32,821 件(うち償還払い 1,025 件) 平成 29 年度 32,091 件(うち償還払い 881 件) 平成 30 年度 30,522 件(うち償還払い 862 件) 令和元年度 29,223 件(うち償還払い 789 件)	母子手帳交付時に併せて助成券を交付し、助成についての説明を行っており、順調に事業を進められている。今後も妊婦の経済的な負担を軽減するため、引き続き妊婦健康診査を実施していく。	215,402 千円	健康づく り支援課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	平成 28 年度こども政策課(1 号認定)・給付実績無し 保育課(2 号・3 号認定)・19 件 総給付額 64,692 円 平成 29 年度こども政策課(1 号認定)・給付実績無し 保育課(2 号・3 号認定)・19 件 総給付額 114,495 円 平成 30 年度こども政策課(1 号認定)・給付実績無し 保育課(2 号・3 号認定)・20 件 総給付額 130,900 円 平成 30 年度 (1 号認定)・給付実績無し (2 号・3 号認定)・25 件 総給付額 126,581 円 (施設等利用給付認定)・730 件 総給付額 10,828,417 円	幼児教育・保育無償化により、令和元年 10 月から年収 360 万円未満相当世帯、又は、第 3 子以降の子どもの副食費についても補足給付事務を行っており、引き続き事業を実施していく。	3,180 千円	保育課
多様な主体が本制度に参入することを促進する事業	地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業。H27~R1 実績無し。	多様な主体の新規参入については保育の質という点から参入条件等について検討を行う。特別な支援が必要な子どもの受入支援については事業の実施に向け、要綱の制定など準備を進める。	-	保育課